

# 建設工事等入札契約制度について（お知らせ）

本市発注の建設工事等における入札契約制度の運用・改正について、次のとおりお知らせいたします。

## 1 指名競争入札の対象範囲について

本市発注の建設工事について指名競争入札の対象範囲を予定価格3,000万円未満まで拡大しておりますが、この拡大措置を継続します。

## 2 技術者配置基準の緩和について

### （1）現場代理人の常駐義務の緩和について

建設工事の円滑な施工を確保するため、一人の現場代理人が2か所（災害復旧工事を含む場合は3か所）まで工事を兼任することができることとする緩和措置を継続します。

請負金額	佐野市技術者配置基準	令和3年度～
4,000万円以上	兼任不可	兼任する工事に ・災害復旧工事を含む場合 3か所まで兼任可 ・災害復旧工事を含まない場合 2か所まで兼任可
4,000万円未満	2か所まで兼任可	

### （2）主任技術者の専任要件の緩和について

請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の建設工事について、専任の主任技術者の兼任を2か所まで認める緩和措置を継続します。

請負金額	佐野市技術者配置基準	令和3年度～
4,000万円以上	兼任不可	2か所まで兼任可
4,000万円未満	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には2か所まで	複数兼任可 ただし、現場代理人を兼務している場合には、 ・災害復旧工事を含む場合 3か所まで兼任可 ・災害復旧工事を含まない場合 2か所まで兼任可

## 3 建設業者の選定基準について

令和5年度の等級区分の基準を改正します。

土木一式工事 A級 旧：820点以上 ⇒ 新830点以上  
B級 旧：720点以上820点未満 ⇒ 730点以上830点未満  
C級 旧：720点未満 ⇒ 新730点未満

等級区分と発注標準金額については次のとおりです。

工事種類	等級区分	総合点数	発注標準設計金額
土木一式 工事	A級	830点以上	2,000万円以上
	B級	730点以上-830点未満	800万円以上-2,000万円未満
	C級	730点未満	800万円未満
建築一式 工事	A級	730点以上	1,500万円以上
	B級	730点未満	1,500万円未満
管工事	A級	740点以上	1,000万円以上
	B級	740点未満	1,000万円未満

#### 4 最低制限価格及び低入札調査基準価格算定方法の改正について

最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方法を改正します。なお、令和5年5月1日以降に入札通知を行う案件から適用します。

※制度につきましては、後日、佐野市ホームページに掲載いたします。

##### (1) 最低制限価格及び低入札調査基準価格算出における端数処理

最低制限価格及び低入札調査基準価格算出にあたり、基準となる金額の端数処理について、農林水産省の積算基準により算定した場合は「1,000円未満の端数を切り捨てた額」としていましたが、すべての建設工事について「10,000円未満の端数を切り捨てた額」として算出することとします。

※参考：佐野市最低制限価格制度実施要綱のみ抜粋

改正前	改正後
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 建設工事の請負の最低制限価格は、次に掲げる額を合計した額(その額に1万円未満(農林水産省の積算基準により算定した場合には、1,000円未満)の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額(その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは予定価格に10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは予定価格に10分の7.5を乗じて得た額)とする。</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、次に各号に掲げる対象入札の区分ごとに当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 建設工事 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額(円未満切捨て)の合計額(その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額</p>

##### (2) 建設工事関連業務委託における最低制限価格制度の導入

品質の確保、ダンピング受注による労働条件の悪化防止等を目的とし、建設工事に関係する設計、調査、測量等の業務(建設工事関連業務)について最低制限価格制度を導入します。

#### 5 令和5・6年度入札参加資格格付における主観点について

建設工事入札参加業者の格付けについては、客観的要素（経営事項審査の総合評点）に主観的要素について算定した点数を加えた総合点数で格付を行っておりますが、「とちぎSDGs推進企業登録制度」に登録のある事業者への加点を追加します。

No.	主観的要素	点数	備考
1	市発注工事の成績	最大 60 点	前年及び前々年の完成工事の平均点から 65 点を減じた額に 3 を乗じた点数
2	建設業労働災害防止協会への加入状況	5 点	
3	佐野市消防団員の雇用状況	10 点	
4	障がい者の雇用状況	10 点	
5	保護観察対象者等の雇用協力の状況	5 点または 10 点	雇用実績のある場合 10 点 協力雇用主登録をしている場合 5 点
6	とちぎSDGs推進企業登録制度の登録状況	5 点	

問い合わせ先  
 佐野市役所 契約検査課 契約係  
 電話 0283-20-3027